

日本語教育推進関係者会議（第6回）

1. 日時：令和6年3月25日（月）14：00～16：00

2. 場所：WEB会議

3. 議題：

（1）日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針のフォローアップについて

（2）その他

4. 出席者：

（委員）伊東委員、オチャンテ委員、栗木委員、佐藤委員、杉山委員、高橋委員、田尻委員、西口委員、西原委員、浜田委員、福島委員、松田委員、森下委員、由井委員、四ツ谷委員、ロジャーズ委員

（事務局）望月文部科学省総合教育政策局長、八木文部科学省総合教育政策局社会教育振興総括官、今村文化庁国語課長、福田文化庁国語課地域日本語教育推進室長、鈴木外務省大臣官房文化交流・海外広報課長

（関係府省庁）平山文部科学省総合教育政策局国際教育課外国人児童生徒指導専門官、櫻井仁文部科学省大臣官房国際課教育改革調整官、高木文部科学省高等教育局参事官（国際担当）付参事官補佐、齋藤こども家庭庁成育局成育基盤企画課長、草壁総務省自治行政局国際室長、伊藤出入国在留管理庁参事官、菊田厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課海外人材受入就労対策室長、本間厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室長補佐、中村厚生労働省人材開発統括官付海外協力室長、高橋経済産業省貿易経済協力局技術・人材協力課課長補佐

5. 議事録

○西原座長

では、定刻となりましたので、ただいまから日本語教育推進関係者会議第6回を開催

させていただきたいと思います。本日は御多忙のところ、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

まず、事務局から配布資料の確認をお願いいたします。

○福田地域日本語教育推進室長

本日の配布資料の確認をさせていただきます。本日の配布資料は、議事次第に記載しておりますが資料1から資料3の3点、及び参考資料11点でございます。不足等がございましたら事務局へお申しつけください。

また、本日の出欠状況でございますが、河原委員、小池委員、古澤委員より御欠席の御連絡を事前に頂戴しております。また、伊東委員におかれましては15時をめぐりに御退室をされる御予定と伺っております。

以上でございます。

○西原座長

ありがとうございました。本日は議事に入ります前に、文部科学省の望月総合教育政策局長様より御挨拶をいただくことになっております。

望月局長、どうぞよろしくをお願いいたします。

○望月総合教育政策局長

皆様、こんにちは。第6回目の日本語教育推進関係者会議の開催に当たりまして、一言御挨拶させていただきます。皆様方におかれましては日本語教育の推進に関しまして、これまで多大な御尽力、御理解と、我々にもいろんな形でのお知恵も頂きましてありがとうございます。どうぞ引き続きよろしく願い申し上げます。

総合教育政策局にこの4月から日本語教育課という新しい課が設立、設置をされまして、これまで文化庁の国語科で行政は推進をしてございましたけれども、改めまして新しい総合教育政策、教育を担う部局におきまして、この日本語教育につきましても推進を図らせていただきます。委員の皆様方におかれましては、引き続き御指導よろしくをお願いいたします。

日本語教育につきましては、皆さん、本当に御承知のとおり、前回の関係者会議で御紹介しました、日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等

に関する法律、日本語教育機関認定法、これがこの4月から施行するというので、昨年末に必要な政省令等を交付しまして本年5月以降の認定申請に向けた準備を今、一生懸命やっているところでございます。関係者への御説明も実施しておりまして、いろいろやっていく中で課題も出てくる場所もあるかもしれませんが、また、お力添えをいただきながら進めていきたいと思っております。

また、前回の関係者会議でも御紹介いたしました、技能実習制度及び特定技能制度の見直しにつきましても、政府全体としまして新しい方向性というものが示されて、国において所要の法改正に向けたプロセスも進められている動きもでございます。日本語教育推進関係者会議につきましては、昨年10月に開催した前回の会議で頂いた御意見につきまして、関係省庁より構成されております日本語教育推進会議において共有をさせていただくとともに、基本的な方針、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針につきましてフォローアップの作業を行ってきたところでございます。本日は、この取りまとめ案につきまして御意見を賜り、追って推進会議として正式に決定をさせていただきたいと考えてございます。

引き続き皆様方の御理解、そして御協力をいただきますれば幸いです。よろしくお願いたします。

○西原座長

望月局長、どうもありがとうございました。

それでは、議事に入りたいと思います。議事の1は、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針のフォローアップについてということになっております。

まず、事務局から御説明いただきます。よろしくお願いたします。

○福田地域日本語教育推進室長

それでは事務局から、まず前回の会議以降のこれまでの状況について冒頭、御説明させていただきたいと思っております。参考資料の1を画面にお願いします。今、画面にある、この参考資料の1、これが前回、ただいま局長からもありましたが、昨年10月の前回の第5回の関係者会議における主な意見というようなことで、おまとめさせていただいているものでございます。

この主な御意見ということでございますけれども、こういった御意見を頂いたということにつきまして、次の参考資料の2をお願いします。これは昨年の12月に日本語教育推進会議で、ただいまの御意見を関係省庁で共有させていただくとともに、この基本方針のフォローアップというものをどのように進めていくかということについて決定をさせていただいたものでございます。

具体的には紙にありますとおり、基本方針に定められたそれぞれの事項、その項目につきまして、これまでの施策の推進状況を整理をする、その際、可能な限り数値による達成状況を把握するものとするということ。それから、このフォローアップにおきましては基本方針に記載されていない事項、基本方針は令和2年の決定されたものでございますので、それ以降の新たな動きに関する事項であっても日本語教育の推進から重要と思われる事項につきましては現状、及び課題を記載するようなことにさせていただいております。

特に、先ほど局長の挨拶でもありましたけれども、この日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育の認定等に関する法律に基づく関係省庁との連携に係る状況については、これは既に推進会議で取りまとめている新たな日本語教育法案における関係省庁との連携についてに基づき、別途項目を立てて整理するものとするということでございます。このフォローアップの案というのを作成するに当たりましては、この第5回、つまり先ほど御紹介した御意見を参考とするほか、取りまとめに当たっては改めて関係者会議を事前に開催し、意見を聴取するものとするのが推進会議で決められております。したがって、本日の関係者会議というのは、ここでいう第6回の関係者会議を事前に開催、に当たる会議ということでございます。

それでは具体的な中身でございますけれども、少し順番が前後して恐縮でございますが、資料2をお願いします。資料2のこの資料のもう少し下、今のこのページであります。この資料2の別添1に当たるものでございますけれども、こちら、非常に字が多くなっておりますけれども、この資料が基本方針、それから先ほどの新たな日本語教育法案における関係省庁との連携についてのおのおのの事項につきまして、その担当省庁において施策の推進状況等を記載したものでございます。つまり、この推進会議以降、今日に至るまで関係省庁において現状を記載した最も詳しい内容がこちらの資料ということでございます。

ただ、こちら資料に書いてある事項は非常に一つ一つの項目について細かく記載がご

ざいます。本日の説明では、その概要といたしましてこの別添1からページを戻っていただきまして資料2の頭、こちらであります。フォローアップの取りまとめということで、こちら、事務局において先ほどの細かい内容の資料を文章に取りまとめたものでございます。局長の挨拶にもあったとおり、この取りまとめ案ということでございますが、最終的にはこの日本語教育推進会議として追ってこの文章につきましては決定をさせていただきたいと、このように事務局としては考えているところでございます。

次に、資料1をお願いします。こちらは、更に先ほどの文章のエッセンスに当たる部分をまとめたものでございます。残りの説明につきまして、こちらの資料を主に御説明させていただきたいというように思います。まず、この紙の一番上にございますけれども、日本語教育に関する状況といたしまして在留外国人者数でありますとか、あるいは日本語学習者数というようなことで、大まかに言えばこの基本方針が策定された時期というのはちょうどコロナが世界中に拡大した時期に当たるわけでございます。これ以降、しばらくの間、入国規制等により在留外国人者数ですとか、そういったものについては減少などを見ていたところでございますが、それが落ち着いて入国規制などが緩和されるに伴い、また、この増加というようなものが続いているということでございます。

また、日本語学習につきましても学習者数が増えているほか、これは日本語教育をその地域において行っていない数の目安として私どもで把握している空白地域数につきましても、直近では幾らか減少が達成されているということでございます。

それから、この紙の下でございます。基本方針等に基づく施策の推進状況、こちらで基本方針の項目に沿った、ごく概括でございましてけれども記載をしております。まずはこの国内における日本語教育の機会の拡充として、外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育、それからその下の外国人留学生等に対する日本語教育、この中には高等教育機関ですとか、あるいは告示校のような日本語学校も含まれるかと思っておりますけれども、そういったところの現状というものを記載しております。

それから、次のページをお願いします。次のページ、この中で上に外国人等である被用者等に対する日本語教育ということで、これも先ほど局長の挨拶にあったとおり、この技能実習制度及び特定技能制度に関しましては「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議最終報告書を踏まえた政府の対応について」というものが本年2月に出され、今月3月15日に関係する法律、これを改正する法案が閣議決定されたということでございます。この中で下の米印、やや小さい字でございましてけれども、法

が成立した場合の新たな制度においては、外国人に対し一定の試験の合格等を就労開始や特定技能1号、2号への移行の要件とすることなどとしており、今後国会における議論の状況や政府方針の内容等を踏まえ、関係省庁とも協議しつつ、制度の具体化に向けて取り組むというようなこととされております。

それからその下、難民に対する日本語教育、こちらに関しましては、これは今年の12月から補完的保護対象者認定制度、これが開始されているということでございまして、下の米印にございますけれども、ロシアがウクライナに侵攻したことに伴い、これまで受入れてきたウクライナ避難民の方々に対する支援は順次、補完的保護対象者への支援に移行するとされているところでございます。

その下、地域における日本語教育、こちら、先ほども申し上げましたけれども、引き続きしっかりと取り組んでいくということでございます。

その下、海外における日本語教育の充実というところにつきましては、こちらにございますとおり、日本語専門家の海外派遣でありますとか、あるいは国際交流基金における取組などが進められているということ、また、その下にある特定技能制度に対応した試験の実施なども行われているということでございます。

次のページをお願いします。これがこの概要の一番最後のページでございます。以上がおおむね基本方針の項目でございますが、基本方針が策定された以降の動きとして、この認定法の施行ということで、これは先ほどの挨拶等にもあったとおり、いよいよ来月の4月から法が施行されるということで、ここに書かれているような詳細な点につきまして目下、法整備が進められているということでございます。

また、この関係者会議ということで、今日は関係省庁もオブザーバーとして参加しておりますけれども、この認定日本語教育機関の周知、この周知というのは当然、今後の活用というものも視野に入れたものでございますけれども、それを図るため、関係省庁において以下の取組を推進するというようなことで今後、その関係省庁が所管する制度においても認定校ですとか、あるいは登録日本語教員の活用、こういったものに向けての検討が進められていくということでございます。

最後、その他の事項ということで、若干申し上げました新型コロナウイルスへの対応ということで、オンラインを活用した日本語教育の実践、実証、これが推進されていたり、あるいは、その下、日本語教育の参照枠の公表ということで、これは文化審議会国語分科会において参照枠の報告というものが公表されるとともに、また、それに基づ

いて教育モデルの開発などが進められているということでございます。

一番下でございますけれども、これは前回の関係者会議などでも少し触れさせていた
だいたところでございますが、この地方自治体における基本方針ということで、これは
地方から、この推進法の中で地域においても日本語教育を進めていくというようなこと
が努力義務とされているところでございますが、それをどのような形で進めていくか、
具体的には基本方針でやったようなものというものを柔軟に作っていくようなことがで
きないかというような御提案も頂いたところでございます。これに関して、これはもう
昨年でございますけれども、文化庁から各自治体に事務連絡を発出させていただいたり
といった取組が進んでいるということでございます。

以上が、このフォローアップということで、事務局でまとめた概要でございます。

最後にもう一つ、この後の議論の前に、本日御欠席の先生方の御意見というものを事
前に頂戴しておりますので、この後の御審議におかれましても参考と是非なればという
ように思います。

最初に河原委員からの御意見でございます。河原委員からでございますが、日本語教
育を通じて日本固有の文化や道徳観をしっかりと理解してもらうことが重要であり、体系
的に行えている部分とそうでない部分を把握しつつ、取組を進めていくべきである。他
方で、受入れた外国人に対する日本側の理解も重要であり、せっかく日本について深く
学んだ外国人が日本国内で嫌な思いや排除されるような扱いを受け、日本を嫌いになっ
てしまうようなことがないよう地域の実情等にも応じつつ、横断的に取り組んでいくこ
とが重要であるという御意見。

それから日本のアニメや漫画は、日本語や日本文化を深く知る上で今では最も重要な
役割を占めていると言っても過言ではない。これらのコンテンツを海外展開することが
日本語教育の充実にもつながる視点を持って取組を広げてほしいという御意見。

それから日本語能力試験への対策は日本語教育において重要な位置付けを占めてお
り、試験に対応するためのコンテンツは引き続き充実していくべき。併せて、CEFR
(セファール)、つまり、「ヨーロッパ言語共通参照枠」に対応するためのコンテンツや、
認定制度においてCEFRに対応したカリキュラムの編成も重要であり、移行には時間を要
すると思うが、それぞれの立場でしっかり取り組んでいくべきということ。

それから最後に、認定方法については認定校や登録日本語教員に注目があたることが
多いが、教員養成の観点も重要である。こういった御意見を頂戴しております。

次に、小池委員からの御意見でございます。まず地域においては、厳しい中でボランティアに頼りながらやっているところもあり、認定制度が出来ると自分たちが地域での活動の重荷になってしまうのではないだろうかと言われることも多い。新しい制度は全体としては日本語教育のレベルを上げるのに役に立つほか、在留資格を与えるものに対してはしっかり質を担保するのが本制度の主眼であることは理解できる。他方で、空白地域や地域における教室立ち上げなど、地域日本語教育の取組はこれまでどおりやっていくことが重要であるという御意見を頂いております。

それから今後、技能実習等の就労に関する資格により、多くの外国人が各地域において増加することが予想される。基本的な受入れは企業において負担するものであるが、各自治体においても、その家族など支援の枠から外れてしまう方への対応を含め、いかに地域で日本語教育のサポートを広げていくかが課題であるということ。

最後に、就労への対応を含め、各地域の関係者が苦勞しながら、それぞれの立場で取組を進めているということを常に頭に入れていただきながら、引き続き施策を検討していただきたい。このような御意見を頂戴しております。

最後に、古澤委員からの御意見でございます。まず、自治体においても、外国人人材の送り出し先から現地で日本語教育を行うためのサポートをお願いしたいとの要請を受けることがあり、引き続き民間や関係省庁による支援をお願いしたいという御意見。それから空白地域の解消は当然重要であるが、最近では企業としても人材獲得のため外国人に目を向けており、自分たちも何かせねばと考えているように思われる。自治体や企業などがそれぞれの立場で取り組むことにより、重層的に日本語教育を展開する仕組みが作れるとよい。人材の数が限られているので、いかに効率的に人材を養成、配置し、重層的に日本語教育を行っていくかが課題であると感じている。

例えば、県内の大学においても中国や東南アジアなど海外から多くの外国人を受入れる例が見られるところ、今後はこれらの大学と受入れを検討する企業との情報共有やコーディネートを行えるような仕組みがあるとよいのではないかと御意見。

最後に、自治体において外国人との共生に取り組む部署は男女共同参画を含め、多様性社会や人材活躍を担当する部署と重なることも多い。様々なサポートを必要とする方々と新たな取組を開始したい企業等を結びつける取組を通じて、地域経済を支える人材として外国人などを受入れるとともに、全ての方にとって住みやすい環境にしていく方向に関係施策がシフトしていくとよいと考えるといった御意見を頂戴しております。

以上、本日御欠席の3名の委員からの事前に頂いた御意見ということでございます。
事務局から以上でございます。

○西原座長

ありがとうございました。それでは、今日御出席の委員の先生方から御意見、御質問等をお伺いすることになりますが、たくさんの先生方が御発言いただき、時間的には4時には終わるということになっておりますので、それをお一人に案分なさって恐れ入りますが簡潔に御指摘いただきたいと思います。

それから、もし今の内容あるいは送りしてある資料につきまして関係省庁からの確認が必要な場合には、そうおっしゃっていただければ、ここに出席してくださっている各省庁の方々からお答えすることもできると思います。それで私の手元に委員の名簿がございますので、誠に恐れ入りますが私の独断で、この名簿の順に御発言をいただきたいと思います。そして、たまたま伊東委員が一番最初にあるのですけれども、伊東委員は中途退席なさるということもありまして、その順でお話ししたいと思います。伊東委員、手を挙げていらっしゃいますか。

○伊東座長代理

いえ、挙げてませんが。

○西原座長

何か手が挙がっているように画面ができていますのですけれど、結構でございます。ありがとうございます。消えました。

それでは伊東委員から、そして佐藤委員、高橋委員、田尻委員と名簿の順に御発言いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○伊東座長代理

よろしく願いします。では手短に。いろいろと申し上げたいことはありますけれども、まずは外国人労働者として受入れる企業側ですね。日本語指導の必要性、感じているということなんですけれども、この点、日本語教育推進法ができ、認定日本語教育機関ができ、そして登録日本語教員がこれから生まれていく中で日本語教育、語学教育の

道筋を作っていただきたいと思います。日本人社員が海外に行く場合、語学研修のためにある程度、予算化をして研修を受けさせますね。と同様に、外国人材を受入れたときに企業側が責任を持って日本語教育の予算、そしてまた人を確保するという、この構図を是非作っていただきたいなと思います。全てボランティア任せで日本語教育はただでできるんだという構図ではなく、ちゃんとした教員がいるんだ、そして日本語教育という教育学があるんだということを企業側、受入れ団体にも知っていただきたいなと思います。

あと1点、地方の自治体、認定日本語教育機関になるにはハードルが高過ぎるところがあるだろうと感じております。したがって、地方自治体の日本語教育は認定日本語教育機関とは違う役割を担っていると思いますので、先ほどの今日、欠席の方の御意見にもあったように、ボランティアが排除されるような日本語教育の在り方ではなく、専門家としての日本語教師とボランティアで教える人たちの役割が明確に分かれていくような、そんな仕組みづくりや体制の在り方、明確に今後議論していくのではないかと思います。いろいろありますが、まずは一旦ここで伊東の発言を終わりにさせていただきます。

西原先生、お願いします。

○西原座長

ありがとうございました。ボランティアについては、ここで討議をするかどうかということは別にして、全体的な枠組みの中でどうなのか。例えばボランティアが登録日本語教員になるためにはどうできるか、みたいなこともありますよね。ありがとうございました。

では、次は佐藤郡衛委員でございます。

○佐藤委員

西原先生、ありがとうございます。よろしく申し上げます。3点意見を述べたいと思います

1点目は、それぞれ個々の施策を見るとかなりしっかりと対応されておられると感じました。ただ、増加する外国人への日本語教育支援は方向転換が必要であり、国の日本語教育政策が何を指すべきなのかをもっと明確に打ち出すべきだということです。こ

れまで有識者会議などでも、国の責任において生活のために必要なレベルの日本語を習得できるように一定期間、無償で学習機会を提供する、あるいは無償で生活オリエンテーションを実施することが掲げられていますが、まず、これを前提にした上で何が今、足りないのかというような観点の議論が必要なのではないかとということです。

二つ目は、日本語教育においてライフコースといった視点が重要視されるようになってきてはいるんですが、例えば教育に関していうと教育と福祉、教育と医療、教育と労働といった生活領域にまたがる取組、これは省庁横断型の取組ですけれども、ここがまだ弱いのではないかと。被雇用者に対する日本語教育、それぞれ省庁で頑張っているわけですけれども、体系性が必要なのではないかと。そのために日本語教育の参照枠で言えば基礎段階の言語使用者から自立した言語使用者、更に熟達した言語使用者になるための日本語学習の履修のルートというようなものを明確にしていく必要があるという点です。個々に実施しているに日本語教育に関わる施策をどう体系化していくかを明確にすべきだということです。

三つ目が、外国人自体を日本語教育の体制の中に組み込んでいくことが必要なのではないかと、ともに助けるという共助体制の構築が必要だと感じています。これから日本人が外国人とともに歩む必要があります。外国人を日本語教育の体制の中に一体どう組み込んでいけるのか、そのためにどのような支援をしていくことが必要かについてしっかりとした議論をすべきではないかとということです。

以上でございます。

○西原座長

ありがとうございました。また、それにつきましても、後で追加の議論があるかもしれませんが、よろしく願いいたします。

では高橋委員、お願いいたします。

○高橋委員

ありがとうございます。フォローアップ案に基づいて、質問とコメントをさせていただきます。まず、質問3点でございます。1点目は、新型コロナの際にオンラインを活用して留学生を対象に教育の実践、実証が行われたという記述がありますけれども、後段では海外における日本語教育についての施策が上がっております。今回のコロナを機と

するオンラインの活用というのは、これは海外における日本語教育にいろいろ知見を生かして応用できるんじゃないかと思いますが、そういう意味で今回のこの実践、実証がどういう成果が上がったのか、それをお聞きしたいと思います。

○西原座長

一つずつ答えていただいでよろしいでしょうか。省庁が違うかもしれませんが、今のことに関しましてはどなたか、お答えいただくことはできますでしょうか。

今村課長、お願いします。

○今村国語課長

まず、文化庁で補正事業で行いましたオンラインの実証事業ですけれども、その中で国内の日本語教育機関が海外の学習者に向けて教育を行うことも含めて実証研究をやっ
てまいりまして、それについては一定の効果があつたというような結果は出ております
けれども、このオンラインによる日本語教育につきましては、一旦実証の事業というこ
とで実施をして取りまとめはしているんですけれども、今後も引き続き調査、研究、検
討していくということで、この年度末に一旦その論点の取りまとめをさせていただいた
ところでございます。ですので、非常に可能性がある分野だと思っておりますけれども、
引き続き教育の質の担保あるいは向上させながら進めていくことに向けて、少し実証的
に研究していきたいと思っております。

海外における教育について、外務省さんでも取組あろうかと思っておりますので、もしよろ
しければ外務省からもよろしく願いいたします。

○西原座長

外務省から。

○外務省鈴木文化交流・海外広報課長

これまでも文科省さんが主に国内において、外務省それから国際交流基金が主に海外
において、日本語教育を担っております。国際交流基金でもオンラインを活用した日本
語教育を海外においても推進すべく、いろいろな取組を既に実践をさせていただいてい
るところ、文化庁さんで国内における日本語教育をオンラインで実施され、一定の実証

の成果が上がっているということであれば、是非我々の既存の日本語教育事業にも生かしていくべく、しっかりとその成果を御教示いただいて効率的に運用していけるようにしていきたいと考えております。

○西原座長

ありがとうございます。

では第2の質問、高橋委員、いかがでしょうか。

○高橋委員

ありがとうございます。二つ目が、外国人の子供の不就学でして、データによると依然として8,183人いらっしゃるということですが、彼らは基本的に外国人学校には在籍しているという理解でよろしいのか、それともその辺のデータを把握されていないのか、それをお聞きしたいと思います。

○西原座長

それはいかがでしょうか。文科省でしょうか。

○福田地域日本語教育推進室長

就学の担当がおりますので、国際教育課から回答をお願いできますでしょうか。

○福田地域日本語教育推進室長

声が出てないようですけども、画面には出ていますので。平山専門官、よろしく願いします。

オーディオがつながっていないようですので、よろしければ高橋委員から何か御指摘など頂いて、よろしければ追って御回答、事務局からさせていただければと思います。

○西原座長

そういうことで、よろしゅうございますでしょうか。

○高橋委員

もともと、不就学の児童がたくさんいることが問題として以前挙がっていて、大分減ってきましたけれども、外国人学校にも行っていないとなると大変問題だと思います。

そこは是非とも実態を把握していただきたいと思います。

それから3点目、簡単に申し上げますが、日本語の空白地域が依然として836あるということですが、これを減らしていくのは相当時間が掛かるように思いますけれども、そういう意味で例えば遠隔教育の支援とか、実質的に空白をなくす努力が今、行われているという理解でよろしいのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○西原座長

これは国語課から。

○今村国語課長

御指摘のとおり、空白地域をなくしていく取組として体制づくりということで都道府県単位で面で広げていくことを行っておりますけれども、御指摘のとおり、リアルの空白をなくしていくことはそれなりの時間が掛かるかなと思っております。並行しまして一つ、先ほども御指摘いただきました、オンラインで学習機会が得られるようにということで文化庁では「つなひろ」と称しておりますオンライン学習教材を公表しております。そういったような形ですとか、教材も作っておりますし、他省庁さん、あるいは民間でも様々なオンラインの教材作られておりますので、そちらを入手しやすいような形で、NEWSというポータルサイトも作成しているところでございます。

○西原座長

佐藤委員、何かこの点について、おっしゃることがおありでしょうか。

○佐藤委員

西原先生、不就学の話ですか。

○西原座長

はい、不就学というか、外国人児童生徒の話です。

○佐藤委員

後ほど国際教育課から話があると思います。外国人学校は御存じのように都道府県単位で各種学校として認定している学校とそうでない学校があるんですけども、認定している学校には2021年度の時点で2万数千人就学していますが、認定していない学校に通っている子供たちは把握できてないですね。また、不就学の8,000人という数字はなかなか曖昧でして、本当に行っていないのか、あるいは移動しているのかがよくわかっていません。8,000人という数は、前回の調査から少なくなっていますが、まだまだ日本で教育を受けてない子供たちが相当数いるというのは事実だと思います。

以上です。

○西原座長

ありがとうございます。高橋委員、では御意見を伺います。

○高橋委員

ありがとうございます。私のところからあまり時間を頂くのは恐縮ですので、コメントは1点だけ申し上げます。被用者といいますか、外国人労働者ですけども、生活に必要な日本語というのは地域や、いろんなところで学べるように思うんですが、これから特定技能1号の滞在者が増加する、あるいは中長期の滞在者が増加するにつれ、働く外国人の業務も多様化、高度化していくと思います。それにつれてビジネス日本語もどんどん初歩の段階からプレゼンが行えるようにとか、高度化、多様化していかなくちゃいけないと思うんですが、そのために彼らに対してビジネス日本語を教える体制が、まだ体系化されていないのではないかと思います。

もちろん企業の役割が大きいですけども、認定日本語教育機関を活用するとか、あるいは今だとまだ業種、それから所管横断的な教育になっていますけれども、何とかそこに横串を刺して、ビジネス日本語を教育する仕組みというのを是非とも質、量ともに充実させていただきたいと、これは別添資料でいうと施策番号の78、114、115、116辺りに当たると思うんですけども、できれば体系化するに当たって工程化して期限を決めてやっていただけないかと思います。

意見でございます。以上です。

○西原座長

ありがとうございました。

それでは、田尻委員。

そうですか。平山専門官、挙手をされていらっしゃいますが。

○教・国際教育課平山外国人児童生徒指導専門官

平山です。先ほど御質問いただいた件なんですけども、8,183人が不就学の可能性があるということで、令和4年度の調査でございますけども、外国人学校に通っている子供もいるのではないかというお話があったと思いますけども、そのときの調査では9,180人が外国人学校にいるということが確認をされております。一方、8,183人が不就学の可能性ということになっておりますけども、この数字につきましては教育委員会が把握している数字を挙げてもらっていますので、場合によっては教育委員会で外国人学校に通っていることをつかめていない可能性もありますので、実際には9,180人以外に8,183人の中にも一定数の外国人学校に通っているお子さんもいるのではないかと考えているところでございます。

ただ、もちろん一定数、不就学の可能性の子供がいるのは間違いないことではありますので、引き続き就学の促進に向けては取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上です。

○西原座長

ありがとうございました。

では田尻委員、よろしく願いいたします。

○田尻委員

私、いろいろあるんで先に資料を送っているんで、事務局、もしよかったら私がお送りした資料を画面共有していただくと助かるんですが。出る前に先に。たくさんありますので簡単に、さっきの高橋委員のことでいうと、夜間中学にかなり通っているんですよ。その部分がかかなり後で申し上げますが大事な点で。それで、時間が大事なもので。今日、頂いた資料で、まずフォローアップシートの番号をおのおのにつけてほしいと思

います。そうじゃないと検討ができないので。

それで、資料2に今後の進め方で年度、変わるから分かりにくいのかもかもしれませんが、文部科学省の日本語教育部会が認定機関の認定だけになりそうなので、こっこの関係者会議はすごく大きな意味を持ってくるので、できるだけきちんと開いてほしいということで、1番目に概算要求の前後、去年4億円削られているので、新しい年度でどんなことをやるかということを示した上で、6月頃までに1回開いてくれないかと、あと年数回は是非必要だろうと思っています。

それから二つ目、日本語教育の参照枠で全部くくっていくんですが、この参照枠と、実はセフアールとJFスタンダードって三つあるんですよ。これ、一遍きちっと整理しないといけないし、テキスト類を作るときにも参照枠が、例えば日本語能力試験でどう違うかというのを公的な会議で示してほしいので、例えばというと日本語教育部会、文部科学省ですけども、画面を動かしてください。セフアールほか、人口問題の専門家はいますので、その方々は認定業務に関わると思いませんので、ここでやったらいかがでしょうかというのがあります。これは是非やってほしいと。

続けてやっちゃいます。どんどん続けて画面を動かしてください。それから就労はかなり大事なんですけど、ここで考えるのが在留資格で全部整理しているんですよ。そうすると、日本語能力で整理し直す必要がある。どこが足りない、どこがいい、ある程度できているということをやらなきゃいけない、それを私なりのずっとその下に、2ページ目に在留資格と日本語能力の関係を出しておりますので、そこは見ておいてください。

次のページやってください。次のページ、是非触れてほしい、見てほしいのは永住者です。永住者の在日コリアンの人たちとか、さっき言った不就学の子供、夜間中学でかなり勉強しているんで、これ、公的支援がないんですよ。ここは夜間中学というのは是非大事なテーマですので、夜間中学そのものは別に外国人の子供のためだけじゃないですけども、ちょうどこういう会議だからいろんな省庁を超えて考えるときには是非、夜間中学を考えてほしいと思います。

定住者は、さっきのボランティアとの関係ありますので、これもボランティア次第でやっていますから、大きな問題だろうと。

それから次に順にやってください。就労です。一番アピールしたかったのは。そこで結構です。就労分野は推進法6条に雇用主の責務として、要するにちゃんと教えなきゃいけないというのが出ているんですね。今回出てきた資料、フォローアップシートの1

14から116ですけど、全部、例えば育成就労から、あと特定技能から、試験で切ってしまうんですね。試験で何点だったらどこに入る、試験何点だったらどこに入るといふ、その後のフォローがないんですよ。

その真ん中辺りにありますように、ごく最近、厚生労働省で出た外国人介護人材の報告書でも、受験機会の就労と両方は大変だということが、もう厚労省の、厚生労働省の分析報告書に出ていますので、次の育成に、特定技能1号から2号とか育成就労から特定へとか上がっていくときに日本語能力が問われるんですね。そのフォローをちゃんと入れて動かなきゃいけない、これが全部抜けています。試験で全部切るのではなくてやってほしいと。

それから全然関係ないですが、就労の技能試験の日本語、ものすごくひどいです。是非直してください。具体的に必要があったら読み上げますが、素材のところでは全部平仮名当てているの、読んだ日本人が分からなくなっています。

大事なのは認定法は5年後に見直しですので、一応、今後3年のロードマップを是非作ってほしいと。生活は公共団体で必要ですし、児童生徒はもう絶対早くやらなきゃいけないし、海外については、実は私、バンドンのパジャジャラン大学に国際交流基金で派遣させていただいている、何度もいるんですが、ぼろぼろのテキスト使っているの、基金にもっと、基金に教材支援、お金出してくださいということです。

前のほう、西原座長、勝手にあれこれ言いましたが、今すぐお返事頂かなくていいんですが、そういうことを是非、今後検討してほしいと。

気になっていますのが、もう1点だけ。実は事前に頂いた事前のレクチャーの資料と今回頂いた資料で後退しているところがありまして、事前では関係省庁と検討するというのがあったんですけども、それがなくなっているんです、今回頂いた資料は。全体、試験、試験、試験でやっていこうという動きがすごく強くなっていますので、これは映しますか、116です。116に一番最後に、以前頂いた資料では関係省庁との連携をというのがあったんですが今回はありません。是非とも日本語教育からすると試験で入って終わりじゃなくて、それからの後のフォローを是非就労できっちりやってほしいと思います。

座長、長くなっちゃいました。

○西原座長

いえ。ありがとうございました。フォローアップというのは今、この私どもの議員会がフォローアップに向けて、いろいろと今、御意見を聴取しているところでございますが、その後、当然、関係省庁の会議が今日、頂いた御意見を基に開かれますよねということで、多分そこには書いてないという御指摘ですけれども、実際には省庁の会議は直ちに行われるということになっていると思います。ありがとうございました。

○田尻委員

是非、私の資料を全部プリントして見てください。

以上です。

○西原座長

ありがとうございました。

では、福島委員から御意見を頂きます。

○福島委員

私からは、この会議が日本語教育推進の会議だということは十分承知した上でなんですけれども、この日本語教育の目的が共生社会を目指すということが大きな目的の一つだということをどこかに位置付けられればいいかなと思います。広く言葉に関わる問題で、今回は外国人に日本語を学んでもらう、日本や日本文化を学んでいただくということで、そういった意味で外国人の媒介者や仲介者を増やしていく。一方で、日本人に理解をしてもらうというのは、推進法にもあるんですけれども、日本人の多言語化というかですね。例えば外国語教育、中国語教育とか韓国語教育とか、ポルトガル語教育とか、あるいは英語教育と併せて、日本人の複言語化をやって、日本人の仲介者を増やしていく観点も必要かなと思います。

そういう意味では、基金の日本語パートナーですとかJICAのボランティアも、現地に行って言葉も覚えて文化も覚える形ですごくよい媒介者となると思いますし、日系人とか在外の邦人子弟なんかも対象になりますが、その人たちの日本語も視野に入れるような、言葉の政策の一環だということは押さえておくといいかなとは思いますが。

そういった意味で、国内においては日本語教育が、外国人たちが持ってきた言語をな

くさないようにする。子供たちが母語を失ってしまうと家族の関係性もなくなってしまうので、日本語を教えることでそういった関係性がなくならないようにする。あるいは大人の場合も日本語教育を保障することで言葉が発せなくなるということもあるかもしれません。日本語を学ぶまで話せないということは共生社会の観点からいうと問題ですので、共生社会の形成が日本語教育の目的だというような観点で、日本語教育を考えていただけるといいかなと思います。

そうすると例えば30年後とか40年後を考えて、また外国人は日本にずっといるわけじゃなく、また国に帰ったりしますので、そのときに言葉が残っていると、その人は理解者、媒介者となって、母国に行って、日本とつないでくれる、国際交流基金は日本ファンを増やすと言っていますけれども、そういった意味で、日本語教育は複数の文化や言語をつないでいく人を、いろんなところに育てることなんだというのを、どこかに入るといいかなとは思いました。

以上です。

○西原座長

ありがとうございました。重要な御指摘をいただきました。

それでは河原委員はお休みでしたので、栗木委員にお願いしてよろしいでしょうか。

○栗木委員

愛知県の栗木でございます。私は学校現場の人間でありますので、小中高等学校における日本語教育に関わる専門家としての、日本語教師の方々への待遇改善を改めてお願いしたいと思っております。現在の学校において、スクールカウンセラーが置かれているような会計年度任用職員としての立場、弱い立場、不安定な身分にとどめられることがないように、できれば枠組みを設定していただけるとよいかなと思っております。これが1点です。

それからもう1点は、愛知県はそういうことも多いわけですが、日本に幼いときに来た、もしくは日本生まれ、日本育ちでありながら、母語も日本語もダブルバインドの状態に近い子も少なくない状況であります。ですので日本語教育だけではなくて、母語教育も併せてやっていく必要があるという問題意識を我々、今、持ちつつありますので、そちらのスキームも国である程度、作っていただけると、県も例えば一般財源を使って

事業をするところに一步を踏み込める、踏み込む可能性も出てくるのかなとふだん思っております。

以上であります。

○西原座長

ありがとうございました。文部科学省から小中学校における公教育の中における日本語教育の在り方について、何か御説明がありますでしょうか。

○福田地域日本語教育推進室長

先ほどの国際教育課、お願いできますでしょうか。

○国際教育課平山外国人児童生徒指導専門官

国際教育課、平山です。学校における日本語教育の担当される方の処遇に関してなんですけども、現状では学校教育の中の制度の中で明確に教員として位置付けられているわけではないので、確固たる制度がない形になります。なので自治体によってかなり待遇によって、非常勤職員あるいは常勤、あるいは何て言うんですかね、ボランティアに近いような形でやられていることもいろいろあるかとは思っております。

現状、まだそういった形で制度がないので、今の段階でどういう形ができるかという制度的なところはまだ何とも言えないところなんですけども、現状としましては、文科省としては補助事業がございまして、そういった方を採用する際、常勤の教員の職員の方のものと採用がなければという形になりますけども、非常勤の形で雇うとか、あるいはボランティアの方に謝金を出すとか、そういったことに使える補助金を国から3分の1という形で出しておりますので、そこについて是非活用いただきたいと考えております。

それから、もう一つありました母語の支援に関しても、その母語教育の在り方のところについてはまだ国として何かやっているということではないんですけども、各地域で母語教育あるいは母文化、そういった取組に資する取組については先ほどの申し上げた補助事業、こちらも同様に使えることになっておりますので、ひとまず、その財政的な面としてはそちらも是非御活用いただきたいと考えております。

以上です。

○西原座長

ありがとうございました。新しく施行される登録日本語教員制度の中で、将来的には登録日本語教員が働くところの一つに公教育の現場もあるんじゃないでしょうか。そうですね。そうしますと、これからの方向性としてはそのようなことが見えてくるはずという、そんなことをございましょうか。ありがとうございます。

では、栗木委員はまだ、それではよろしゅうございますか。ありがとうございます。

それでは、小池委員はお休みで先ほど伺いましたね。では、杉山委員。

○杉山委員

杉山でございます。私からは資料のことで確認といいますか、指摘させていただきたいんですけども、資料2の別添1にフォローアップシートというものがございます、その17番目の項目ですね。こちらに、厚生労働省さんの人材開発支援助成金というものがございます。そうですね。そこですね。これに関してなんですけども、ここに支給決定件数が2万6,943件と記載がございます、これ、厚生労働省さんの令和6年度の予算案の資料を拝見しまして、そちらにも同じ件数が書いてありました。

そうしますと、フォローアップシートの右側に記載があるのは、専門的な日本語教育を習得するための職業訓練等を実施するというような記載があって、ここの2万6,943件というのは専門的な日本語教育を取得するための職業訓練で支給した件数ではなくて、人材開発支援助成金全体の件数なのではないかと、そのように理解しました。

実際に助成金の資料といいますか、ホームページなどに関して、企業から私たちにこの助成金を使えるかどうかという問合せを受けることがありまして、資料よく拝見するんですけども、外国人の言語教育をもともと想定したものではありませんで、職業訓練のための人材育成を支援するといったものでございますので、この辺り、フォローアップシートの記載ぶりに関して御検討された方がよろしいのではないかというのが、私からの意見です。細かいところですが、とてもここが気になってまいりますのでよろしく願いいたします。

○西原座長

では、それを厚生労働省からお答えいただけますでしょうか。17というところにある記載事項についての御質問でしたけれども、いかがでしょうか。

○福田地域日本語教育推進室長

厚生労働省の職業安定局の方、よろしいでしょうか。

○厚生労働省大友雇用対策係長

厚生労働省外国人雇用対策課です。人材開発支援助成金の担当が本日、会議に出席しておりませんので、後日御回答させていただければと思います。

○西原座長

それでよろしゅうございますか、杉山委員。

○杉山委員

はい、分かりました。

○西原座長

今日は担当の方がいらっしゃらないようなので。

○杉山委員

そうなんです。今までもいろんな委員から、被雇用、被雇用者に対する日本語教育に対する、誰がコストを負うかみたいな議論はあると思うんですけども、国の行っている事業で幅広く使える可能性がある補助金というか、助成金はこれなんです。なんですけれども、資料を見ても外国人という言葉や日本語教育って言葉は当然、私が見る限りは出てきてないように思いますので、何か外国人を雇用する会社がこれをどのように使える可能性があるのかということも含めて、国で検討していただければなと思います。

私からは以上です。

○西原座長

ありがとうございました。では、御検討いただくということで、これは宿題ということになりますでしょうか。ありがとうございます。

それでは次に、失礼いたしました。西口委員、お願いいたします。

○西口委員

ありがとうございます。日本語教育学会会長の西口でございます。どうぞよろしくお願ひします。私からは、日本語教育あるいは日本語教育学会の観点からの意見を中心的に一つ申し上げたいと思います。

これまで文化庁の管轄下で日本語教育の推進普及、それから日本語教育の質の向上に関しまして関係の先生方、大変御尽力いただきまして大変感謝しております。引き続き4月から文科省に移るわけですが、この文科省に移るのを機会に、私の日本語教育の専門家からの立場から見え方を1点だけ申し上げたいと思います。

御存じのように、日本語教育の参照枠というものが公表されています。それに基づくC a n - d o のリスト、そのC a n - d o のリストというのは一般的なC a n - d o のリストが最初に出されまして、今現在は生活のC a n - d o リスト、それから今後は留学のC a n - d o リスト、それから就労のC a n - d o リスト、さらには難民のC a n - d o リストも出されると聞いていますけれども、そんな形で参照枠とC a n - d o リストというセットで日本語教育の質の向上という、その一つの側面が取り扱われようとしているんですけれども、そのことはどうも生活、就労、留学等の特殊性が常に前面に押し出されている感じがしています。

いろいろな施策も、それぞれの学習者の分類に基づく施策になってしまっているのではないかと。そのために何か日本語教育全体が断片化されているのではないかと、そういう印象を持っています。別の言い方をすると、日本語を身につけることを考えた場合に、非常に分かりやすく言うと入門から基礎、この辺りは学習者集団に基づく特殊性よりも日本語のベーシックユーザーになる、つまりB2レベルに達するということですが、そういうことの共通性の方が高いのではないかと思うんですね。

しかしながら今現在の文化庁が進めている参照枠とC a n - d o に基づくという枠組みでは、A1、A2というベーシックな段階に関しても学習者集団の特殊性というものが大いに注目されているんですね。その部分が、なかなかカリキュラムを整備するという部分に関して困難を来しているのではないかと、そのようにも思います。

ごく手近なところで申し上げますと、具体的に24年度から日本語教育の機関認定が行われるわけで、そのときに参照枠に基づくカリキュラムを出すことが要請されている

わけですけれども、その場合に参照枠に基づくカリキュラム開発ということで文化庁を中心とした、あるいは文化庁の委嘱事業で編集等も行われていまして、端的に言うと例えば基礎日本語ということ考えた場合でも、各ユニットで何か、この状況でこういうことができるというようなC a n - d oを設定しなさいという、そういうカリキュラム開発をすることがどうも要請されている。機関認定のときに、特に具体的に言うと日本語学校が機関認定される場合に、そういう各ユニットでC a n - d oを設定したカリキュラムを作らないと機関認定で合格しないんじゃないかというね、そういう声を聞いていて、皆さん、戦々恐々としているところなんです。

教育開発的に考えると、いろいろなC a n - d oのリストというのは言ってみたら、この基礎段階が終わったところで1番から30番までのことができればよろしいという、教育学的にはここはそのようになるわけで、具体の教育課程というのはそういう知識能力を身につけるための教育課程、つまり知識、能力、技量を育成していくためのコースを作らないといけないわけで、決して個々のC a n - d oを各ユニットで達成していけば必要な総合的な能力が身に付くものではないだろうと思うんです。

そういう形で、あえて質問の形でいうと、エンドのところC a n - d oリストの事項が出来るという、そういうカリキュラムでもよいのかどうかという、その辺りは今現在の文化庁の御担当者の考え方はいかがでしょうか。

○西原座長

先生の御質問というのは、セファールとか、そういうそのヨーロッパ由来の参照枠の理念とか、それから、それがどうしてそうなっているかということを経験して、いきなりC a n - d oで始めるのはいかがなものかという御意見でしょうか。

○西口委員

そういうこともあります。その面もありますけれども、一方で具体的なカリキュラムに落とす場合に、各ユニットでC a n - d oというのを設定したカリキュラムでなければいけないのか、それとも一定の例えば基礎段階、セファールのA2まで達する、例えば最初の300時間、400時間のエンドのところこれだけの具体的な行動ができますよという、そういうカリキュラムでよいのか、そういうことです。

○西原座長

具体的には、例えば国際交流基金的に言うと、マイC a n - d oというのが大きなフレームワークの下に自分の現場に即したマイC a n - d oというのが提案されているし、それから現国語課というか、文科省的には、これが現場C a n - d oという形で整備されていて、各現場は現場C a n - d oを作って、だから実際に実践は現場C a n - d oでやるとなっていますよね。その仕組みについて御意見がおありということでしょうか。

○西口委員

そうですね、はい。結局、能力を形成するわけなので、その能力を持っていろいろなことができればいいというのが僕は教育課程の在り方だと思うんですね。能力を形成するのが教育課程であるのに、何かあまりにも具体的な行為を各ユニットの達成目標にするというのは、特に基礎段階においては適切ではないのではないかと思うわけです。それが、これからの日本語教育機関の認定に僕は関わっていると思うんですね。

○西原座長

分かりました。それについては何かお答えというか、おっしゃることがありますでしょうか。

○今村国語課長

そうですね。認定基準につきましては正確を期した方がよろしいかと思しますので、省令の認定基準ですとか、教育課程の指針等をまずはよくお読みいただいた方がいいかとは思っているんですけども。

○西口委員

読みました。

○今村国語課長

当然、先生はお読みになっているかと思いますが、お聞きいただいている方も含めて、まずはそちらを参照していただいた方がよろしいかと思うんですけども、その中で先

生がおっしゃっているユニットというのは、どの単位まで指されているかによるかとは思いますが、各授業単位それぞれに一つ一つ、言語活動の提案を課すということではないんですよ。

○西口委員

課です、課。

○今村国語課長

ですので教育課程として到達目標を設定していただいて、そのときに参照枠に即していただくことと、言語活動別にC a n - d oでお示しいただくことは要請はしているかと思うんですけれども、それ以下の何と言うんでしょう、細分化していく段階でどのレベルでどういう到達目標なり、教育活動の設定をしていただくかというところは各教育機関の裁量があると考えておりますので、それが国のモデル事業のやり方とおりに必ずしなければいけないということは、少なくとも今の段階で国語課としては申し上げていないと思いますので、そこは各教育機関で十分お考えいただければよろしいかと考えております。

以上です。

○西口委員

ありがとうございます。私も今の今村課長のおっしゃること、そのように受け止めていました。でも具体の日本語学校さんは戦々恐々で、とにかく各ユニットでC a n - d oを設定してコースを作らないといけないんじゃないかと皆さん、考えていて、その辺り、僕の立場としても文化庁はそんなこと、文科省はそんなことを要求してないよ、ちゃんと塊のレベルの目標を設定して、その中で技能目標も設定して、それを達成するためのカリキュラムを作りさえすればいいわけだという、そのように言っているのかどうか迷っているところで。

○今村国語課長

そうですね。しかも、全部って言っていませんよね。

○西口委員

そうですね。

○今村国語課長

一つはコースを持っていることみたいな、そんな書き方ですよ。

○西口委員

はい、分かりました。

○西原座長

それでは、次の委員の方の御意見を、浜田委員、いかがでしょうか。

○浜田委員

ありがとうございます。まず、このフォローアップについてなんですけれども、進捗状況、非常に丁寧に書いてくださって、こんなにたくさんの方が進んでいるんだというのをありがたく伺ったんですけれども、残された課題が何かというようなことも少し分かりやすく書かれているといいかなと思いました。それが1点です。

○西原座長

例えば、残された課題、例えば？

○浜田委員

こういうことをやりましたということを書いてくださっていて、到達目標、先ほど数値目標というようなお話も出ていたんですけれども、現状の課題として、あと、こういうところがまだ残されているとかいったようなことという意味です。

○西原座長

それについては何かおっしゃることはありますか。

○福田地域日本語教育推進室長

なかなか私どものこの役所の立場では、それぞれの施策についてこういったことを進めていると、当然それに対して、例えばこういったところが足りないだとか、あるいはこれからの時代ではこういったことがむしろ必要ではないかというような御意見というのは当然様々あり得るかと思いますが、なかなか私どもとして、それを全て認定してというような形では、なかなか施策を進めにくいところがございます。そういった意味では是非、こういった場で様々な御意見いただき、冒頭申し上げたとおり、頂いた御意見というのは添付するような形で推進会議で決めるものの別添のような形になりますので、当然、今後も参考とさせていただくものでございますので是非頂戴できればと思います。

○浜田委員

分かりました。フォローアップの考え方は分かりました。ありがとうございます。

それとこの間、今年、日本語教育機関の認定法もでき、そのプロセスにも関わらせていただく中でたくさんの方、企業の方も含めていろんな方にこの制度のことを理解いただいて活用していただきたいというのはまさしく、これまでたくさんの委員の方がおっしゃってくださったとおりでなんですけれども、今のところを見ますと周知というところに非常に力が入っていて、確かにいろんなところで本当に周知していただきありがたいんですけども、なかなか、それが十分に活用されるところにまだ至ってないのかなというようなところでは。

私自身もこうやればいいんじゃないかという特効薬があるわけではないんですけども、例えば将来的にはそういったものを活用すると何らかのメリットといたしますか、インセンティブがあるような形でもっと利用促進していくようなことがあってもいいのかなと考えています。

それから、特に幼児、児童、生徒の日本語教育の部分なんですけれども、これもいろんな制度を充実させていただいて、特別な教育課程ですとか、あるいは教員定数の改善といったところで随分いろんな条件が整備されてきたことを非常にありがたいかなと思っているんですけども、今、高校生、高校レベルで日本語指導が必要な子供たちが急増しているようなところが、特に今、新たな課題として起こってきているところかと思うんですね。

中学校の先生、非常に努力をしていただいて高校に進学はするんだけど、なかなか続かずに進路変更してしまうような生徒が非常に残念ながらたくさんいます。高校で特別な教育課程をできるように制度改革していただいたんですけども、実際にはなかなか広がっていないことがあるようで、現場の先生方の声を伺いますと、人が足りないと。義務教育については教員定数の改善をしていただいて、18人に1人と定数の加配がいただけるようになったわけですけども、高校は定数の考え方が違うところから加配が今のところはないというところで、なかなか特別教育課程をやりたくても、それを担う人が割けないようなお声も上がっています。

高校では、例えば障害に応じた特別の教育を受ける場合には、通級指導の担当者ということで加配定数の措置が可能になるようなことが数年前からやっと始まっておりますので、是非とも日本語指導についても同じような考え方で日本語指導の加配が可能になるような、そういうことを措置していただくと、今、作ってくださってるいろんな制度が生きてくるのかなと思っております。

それと、先ほどから日本語教師の立場が不安定であるとか、あるいは学校教育の中の位置付けが明確でないような御指摘がありまして、私も全く同感です。最終的には財政負担を含めて国がきちんと制度化して移住者に対する言語教育ということで体系化できるように、これは今、ここで言うてすぐ何かが変わるというものではないと思いますけれども、最終的にそちらを目指して進んでいけるようにということを希望しております。

以上でございます。

○西原座長

科目化ということですね。一つは。それは小中高とあって、小中でも同じようにするべきだということでしょうか。

○浜田委員

そうですね。あるいは例えば教員の免許ですと今、登録日本語教員が学校でも活躍できるようになったというお話がありまして、非常にありがたいんですけども、最終的には日本語教育に関する免許制度というのができるべきかなと思っております。

○西原座長

ありがとうございます。音楽教師という同じようなことで、科目選任として日本語というものがあるべきだという御意見でしょうか。ありがとうございました。

それでは、松田委員にお願いいたします。

○松田委員

よろしくをお願いいたします。私からは、海外の日本語教育や継承日本語教育の推進に関わる意見を申し上げたいと思います。資料2で言いますと43から46行目、参考資料の4では海外に移住した法人の子孫等に対する日本語教育の支援です。

主に2点申し上げますと、まず1点目は、外務省には是非海外の日本文化の発信や日本語教育の支援推進への予算の強化をお願いしたいということです。資料にもあるんですが、2023年12月に国際交流基金が海外の継承日本語教育のキーパーソンを招いて、継承日本語教育関係者ミーティングを開催しました。そのこと自体が行われたのも初めてで画期的だったんですが、例えばヨーロッパやアジアでは一世世代が自助努力で学校運営をしてきて、もう息切れを起こしていたり、世代交代が行われなまま終わってしまいそうな状況が見られます。是非、次世代の2世、3世の子供たちが、今後そういった海外で子供たちが日本語教育の担い手になるような形での支援ができればいいのではないかと思います。

そういう意味では、国際交流協力機構が行っている日系社会次世代育成研修だとか、そういった若手を育てるようなスキームがありますので、他部署と連携しながら外務省の中で、海外の日本語教育の担い手をいろんな形で育てていくような手だてを行っていただければと思っております。

あと、この間、シンガポールに行ってきたんですが、シンガポールの日本語日本文化継承小学校は250人ぐらい子供たちがいるんですが、学校が場所がないということで、アテネフランセといったフランス語学校を日曜日に間借りして運営しているような状況でした。なかなか施設を得ることも難しそうですので、是非、目に見える形でジャパンハウスのような施設が世界の中で更に増えて、そこに日本文化と日本語教育をセットで更に発信するような体制がとられるといいと思っております。

あともう1点は、海外の複言語としての日本語使用者や日本語仲介者の実態調査がで

できればよいのではないかとということです。現在、例えば在留邦人は130万人ぐらいいて、例えば30万人ぐらいが未成年です。でも日本生まれ、日本で育ちで海外に移住した外国籍の子供など、境界が溶けてしまっているいろいろな形での属性の日本語使用者が世界にはたくさんいると思われませんが、そういった外縁がどのぐらい広がっているのかといったことがあまり可視化できていないように思われます。

そういったことの可視化につながるような形で、例えば日本語能力試験、JLPTの実施をもっと推進するだとか、機会を増加する、CBT化を推進するなどして日本語使用者が世界の中でどれぐらいいるのか、それを知った上でもっと効果的な推進施策ができればよいのではないかと思います。

以上です。

○西原座長

ありがとうございました。外務省からも今日はいらしていますけれども、何かおっしゃることはありますか。

○外務省鈴木文化交流・海外広報課長

ありがとうございます。大変貴重な御意見を伺いまして本当に参考になると伺っております。海外移住者の子孫の皆さんの継承日本語教育につきましては、昨年度から、そのための予算ということで新規に確保させていただきまして、国際交流基金で事業を立ち上げて今、正に推進をさせていただいているところでございます。御指摘いただいたとおり、昨年冬、各国・地域から有識者等の方々を集まっていたいで継承日本語教育を今後どう行っていくことが適切か、非常に活発な意見交換をさせていただいたところ、今後の具体的な事業化に向けて更に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

それからシンガポールの例を教えてくださいましたが、海外の日本の文化発信のための施設、今、ジャパンハウスの御指摘もいただきましたが、基金も海外26か所に拠点ございますけれども、なかなかそれだけで海外の日本語教育、あるいは文化発信に十分と言えない面もございますので、例えばJICAや、その他の関係機関とも連携しながら効果的に施設も活用させていただいて、しっかり日本語、日本文化発信に努めていきたいと思っております。

それから継承日本語、特に海外の2世、3世の方の日本語教育の現状についての調査ということで御提案もいただきました。こちらについては国際交流基金で海外における日本語教育の調査、3年に1度実施しているところではございますので、うまくその文脈でこの点も調査できるかどうか、国際交流基金とも相談をしていきたいと考えております。

○西原座長

四ツ谷委員、何かおっしゃっていますか、このことについて。

○四ツ谷委員

最後の御指摘の調査の部分ですけれども、この日本語教育機関調査、3年に1回、海外の日本語教育の状況を把握するための調査を行っております。従来、継承日本語教育等に関わる学習者の把握というところが曖昧といいますか、調査の対象から漏れていたといいますか、必ずしもどう分類したらいいかというところでカウントしてこなかったところもありましたが、今年調査を行う年になるのですが、今回の調査につきましては、継承日本語教育事業を今年度より予算もついて開始しているところもございまして、それに関連する日本語教育機関においても、ある種、日本語の学習者がいるということで、対象としてカウントして、調査を実施しようと考えているところでございます。

ありがとうございました。

○西原座長

ありがとうございました。それで海外というところに御意見の今、方向が向いていったところで、オチャンテ委員とロジャーズ委員の、名簿の順序は違うんですけども、先に御意見頂けたらと思います。オチャンテ委員、いかがでしょうか。

○オチャンテ委員

ありがとうございます。先ほどの浜田委員と重なる部分があるかと思いますが、日本語の教員、日本語指導が必要な児童、生徒を対象とした特別な教育課程の編成促進がされるようになってきていますし、高等学校も含めた促進も増えてきているけれど、まだまだ時間数が限られていますし、まだまだ不十分であります。学級で過ごす時間が圧倒

的に多い、担任の先生と過ごす時間が圧倒的に多いため、この教員養成の段階での日本語教育の重要性について何らかで学ぶ、触れる必要もあるのではないかなと思います。そのためのインセンティブになるようなものも必要があると思います。何らかの採用試験とかで加点にするとか、いろいろな方法があろうかと思いますが、そのようなインセンティブも含めて必要になるのではないかなと思います。

あと、日本語教育とキャリア教育、特に子供たち、高校生もそうなんですけど、キャリア形成で意欲を高めることも重要だと思います。日本語の学習を学ぶときにも将来の夢を描けるような仕組み、カリキュラムに設けていくことも今後大切になっていくのではないかなと思います。

あと、もう一つなんですけど、外国人学校における日本語教育の促進、私が関わっている活動しているコミュニティの中では外国人学校、特にブラジル人学校に通っている子供が多いんですけど、日本で育ってはきているけれど日本語のレベル、日本語力が結局低くて、卒業したときに保護者と同じような地域の工場で非正規の雇用で働いていく若者も少なくないです。中には第3国に留学として行く若者もいるんですけど、日本に残った若者の中には結局、日本語力が乏しく、このように何か多言語の対応ができる人材を失っていくような、本当にもったいないことしているのではないかなと思うことがしばしばあります。

ですので日本語を学びたいと思っている子供たちへの、特になかなかボランティアに頼ってしまうような外国人学校もあるかと思うんですけど、こういったところでも外国人学校での日本語力、日本語の指導も必要なのでは、もう少し検討する必要もあるのかなと思います。

あとは、そうですね、以前も伝えたと思うんですけど、例えばブラジル、ペルーに帰国する子供たちも中にはいます。その子供たちの中には、私も今回サンパウロとペルーのリマ市に帰ったんですけど、日本語を維持している若者たちと会ってきたんですけど、そういう子供たちは何らかの日系人学校に通ったから、そのままうまく大人になったとしても日本語も維持して、今、何らかの日本語が活用できるような職種に就いているわけです。

一方、日系人学校に行くことなく普通の現地の学校に行って、日本語を忘れてしまった、聞くことはできるけど話すことはできなくなった若者もいます。こういった子供たちへの日本語を学ぶような、日本語に触れるような場所は今後要るようになっていくの

ではないかなと思います。

以上です。

○西原座長

ありがとうございました。基本的な認識について確認しておくことが必要かと思うのですが、文部科学省の方にお答えいただきたいのですが、外国人学校というのは一条校でないわけですよね。そうしますと、その外国人学校におけるカリキュラムについて、文部科学省は何か言うことができるのでしょうか。

○福田地域日本語教育推進室長

文科省の大臣官房国際課、お願いします。

○大臣官房国際課櫻井教育改革調整官

大臣官房国際課の櫻井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。一条校でないとする、あとは各種学校であるか、または全くそういったものもないことも多数あるのではないかと考えておまして、少なくとも法令上で申し上げますと、各種学校につきましては各都道府県における許認可の対象となりますけれども、全く認可等が必要な形で運営されているインターナショナルスクール等についても、法令上、文部科学省から教育内容について何か申し上げることがある立場には正直ないところでございます。

○西原座長

ありがとうございました。その中で今、オチャンテ委員がおっしゃってくださったような国際教育といいますか、日本語教育も含めてのことを、世界のことを考えると大いに推進していく必要があるわけだと思うのですが、それについてはオチャンテ委員としては何か方策というようなものを御提案できますでしょうか。

○オチャンテ委員

そうですね。提案というほどではないですけど、いろんな資金を集めて、短期間での日本語指導ができるところもあろうかと思うんですよね。例えば資金が1年間もらった

ときに日本語の指導の先生を雇い、教室のが設置できるようになったとかということも聞いています。どこの部署になるかどうか、文科省でできない場合は、それ以外のところで例えば国際交流協会とか、何かそういう部署からの日本語の指導ができる先生を雇うための予算、そういった支援体制ができる別な部署が担当すればいいのではないかと思います。

○西原座長

分かりました。文部科学省予算では無理けれども、その他の予算、経済的な支援というものがあれば、そのことは外国人学校でも日本語教育が推進できる資金になるだろうという、そういうことでございますね。ありがとうございます。

○オチャンテ委員

そうですね。

○西原座長

ありがとうございます。では、ロジャーズ委員は別の観点から御意見がございましたでしょうか。

○ロジャーズ委員

はい、あります。ありがとうございます。私も留学生の経験から、あとはずっと外資系、あとは日本企業で社外取締役もやっております観点から申し上げたいと思いますが、まず多分、伊東委員と高橋委員とか杉山委員も触れられた部分になるかもしれないですけども、留学生、日本の将来性を考えると、当然外国人労働者を増やすことは目指していると思いますし、当然、日本語できるまで質を保存して働けるように努力したいと思いますので、その観点から考えれば今、ビジネス日本語能力が長期的なインターンシッププログラムを導入することについてはすごく賛成ですね。それが皆さん、本当に在留する予定になっていると思いますけれども、それが実現するために実際の企業で勤めた経験がないと困るということで非常に重要だと思いますが、支援としてはすごく気になるのは、どういう企業になるんですか。大企業の場合はお金の負担ができるかもしれないけれども、労働法とか扱いとかいろんな実現しにくいところありますから、あと、

地方の小企業とか、いろんところで利用したいなと思いますので、経産省は分からないんですけど、支援についてはもっと広く、そのスキームも本当にスムーズに実現できるように是非やっていただきたいと一つ、申し上げたいところです。

二つ目なんですけれども、似ているんですけれども、ある意味では企業に予算も設けているような日本語能力をサポートしてる形にしたいんですけれども、ルール化することによって、それも結構不可能になることは気になりますので、本当に日本の経済を、そうですね、貢献できるようなことから考えなくちゃいけないんですけれども、ルールが厳しくし過ぎると逆に利用できなくなることはすごく気になっていますので、そういうバランスを是非考えていただきたいと、一つのコメントですね。

○西原座長

ちょっと一つのところで、そういうところで文科省、それから厚生労働省、そして経産省は今日は来ていらっしゃる、方々から確認していただきたいのですが、今、国として文部科学省だけでなく、日本に来て大学教育を受ける留学生を引き続き日本で就職させたい方針が随分あちこちで聞かれています、そのことに関しては何か今、どういう予算が立っていて、何が行われているのでしょうか。

○福田地域日本語教育推進室長

文科省の高等教育局と、それから厚生労働省、あと経済産業省も技術・人材協力課の方がいらっしゃると思うので、それぞれ短く御説明いただければと思います。

まず、文科省高等局、お願いします。

○高等教育局参事官（国際担当）付高木参事官補佐

高等教育局留学生交流室でございます。今、御質問あった件ですが、留学生交流室といたしましては大学に留学された学生で日本での就職を希望する学生に対しては、国内企業などに就職するに当たって非常に大事とされる日本語教育、キャリア教育、インターンシップ、そういったものから成る教育プログラムというものを提供する事業を行っております。こちら、モデルプログラムとなっております、こういったモデルケースを作りまして全国に普及させていく取組を行っております。来年度以降も引き続き行っていく予定となっております。

以上でございます。

○福田地域日本語教育推進室長

厚労省外国人雇用対策課か、あるいは海外協力室だと思いますけれども、よろしくお願いいたします。

○厚生労働省菊田海外人材受入就労対策室長

厚生労働省の外国人雇用対策課でございます。厚生労働省としましては、全国に外国人雇用サービスセンター4か所ございますが、そちらでの留学生の就職支援、それから留学生コーナーということで、こちらは令和6年度から箇所数、拡充することを予定しておりますが、外国人雇用サービスセンター留学生コーナーというものを全国に支援拠点を設けまして留学生の就職支援を行っております。

それから全国全てではございませんけれども、外国人雇用サービスセンターがございます。東京、愛知、大阪、福岡、こちらのセンターでは地域の企業と留学生とのインターンシップといった調整なども取組として進めております。

以上になります。

○西原座長

ハローワークはどうでしょうか。

○厚生労働省菊田海外人材受入就労対策室長

その留学生コーナーというものは地域のハローワークですとか、ハローワークの出先の機関の新卒応援ハローワークという中に留学生を支援する専門のコーナーを設けてまして、支援をしているような状況でございます。

○西原座長

ありがとうございます。

○福田地域日本語教育推進室長

それでは、経産省技術・人材協力課、お願いします。

○経済産業省高橋技術・人材協力課課長補佐

経産省においては、経済連携協定に基づくインドネシアなど東南アジアからの看護師・介護福祉士候補者の方の受け入れのための日本語教育をやっておりまして、その他、日本に就職する方というわけではないですが、海外の日本企業の子会社等から自社の現地従業員を日本に受入れて研修する場合、日本語が必要になるということで、受入れた従業員に対する日本語教育というようなものに対して補助を行っております。

○ロジャーズ委員

ありがとうございます。もっと利用を結構支援しているんですけども、スピード感を持って企業さんも使いやすくお願いしたいということで申し上げたいです。

最後なんですけれども、海外の活動についてなんですけれども、いろんな前の松田委員からおっしゃったと思いますけども、結局、間違いなくいろんな、もっといろんな外国人が日本語勉強する簡単なやり方をお願いしたいなと思います。いろんな活動が行われていることは、ジャパンハウスとかいろいろやっていると思いますけれども、今のリモート社会から考えれば、案内サービスとしてはもっとコストなしとか、無料サービスできるかどうかは分からないんですけども、アニメとかいろんなカルチャーのアピールするようになっていきますから、日本語を勉強したい外国人も増えていると思いますので、いろんな教師も日本におられますので、もうちょっとそれが支給できる形はあるのではないかなと思いますので、是非そういうことももっとできるようにお願いしたいと思います。

以上です。

○西原座長

ありがとうございました。四ツ谷委員、何かそこにお答えができますでしょうか。

○四ツ谷委員

国際交流基金の海外における日本語教育支援事業の一つとして、今、リモートという話がありましたけども、ウェブ上でオンラインで日本語を学習できる教材を提供するというので、年間約200コースぐらいの日本語が学べるコースをウェブ上で展開していきまして、それは基本的に無料で学習できるようになっております。それでもまだまだ

足りないということもあると思いますし、また我々も積極的に広報をしているのですが、必ずしも日本語学習者全てにその情報が届いているかという点、そういう訳でもないの
で、なるべく世界の隅々に、アフリカの国々とかで周りに日本語学校がなくても国際交
流基金のその教材を使って学習している人がおりますけれども、そういう教材で勉強で
きますよということをもっと積極的に広報していきたいと思っております。

以上です。

○西原座長

「いろどり」等のことですね？

○四ツ谷委員

そうですね。日本語学習プラットフォームの「みなと」と、それから「いろどり」のオ
ンラインコースですね。

○西原座長

ありがとうございます。それでは、ロジャーズ委員はそれでよろしゅうございますか。
ありがとうございます。

四ツ谷委員が先ほど御発言いただいたので、四ツ谷委員、次をお願いいたします。

○四ツ谷委員

それでは私から1点だけ。前回の会議でお伝えしたいことは申し上げたので、それと
重複しないことを1点申し上げたいと思います。海外の日本語教育、国内の日本語教育、
もう今、完全にリンクしているような状況ですけれども、何といたってもその背景にある
のが外国人材の受入れということで、日本に外国人の就労者が多く来ており、その方々
のための日本語教育というのが重要になっています。今、技能実習制度が見直されて育
成就労制度にこれから変わっていくこととなりますが、国際交流基金で実施しておりま
す日本語能力試験であるとか、あるいはJFT-Basicといったような試験の受験者数が昨
年かなり増えている、急増している状況を考えますと、今後ますますこうした日本に就
労に来るための外国人の方が増えていくだろうと、そしてそのために日本語を学習する
人の数が増加することになるかと思えます。

そういった意味でも、日本に来る前の現地での日本語教育というのが重要になってくるのですが、また、そのニーズもありますので、日本国内の日本語学校が現地に直接進出して学校を運営しているところもあるでしょうし、あと、現地の機関と連携して日本語教育をやっているところもあるかと思うのですが、基本的に日本人の教師の方を日本から派遣すると、割とどうしても人件費等でコスト高になってしまいがちですので、あと、日本語教師の数も十分足りているわけではありませんので、人のやりくりの問題ともありますから、必然的に現地にいる日本語教師に頼らざるを得ないということになってきます。

今、雨後の筍のごとく、東南アジアとか南アジアの国々では日本語教育機関、送り出し機関が続々と作られているわけですが、そういった中で、まず教師が足りない問題もありますし、さらに教師がいたとしても例えば日本で技能実習生として働いていたことがあるという人が日本語教育の、日本語の教授法とか一切学ばずに、もういきなり日本語教師をやっている状況の中で、教師の質が現地では課題になっています。今後、育成就労が始まりますと少なくともA1レベルの日本語力というのが日本に来る前に求められるわけですが、現地での日本語教育を効率的、効果的に行うことによって、その後、日本入国後の日本語学習につなげることを考えますと、現地の日本語教育の質を上げなければならず、そのためには現地の日本語教師のレベルを上げる育成というのが、急ぎ、取り組まなければいけない課題になっていると思っております。

以上です。

○西原座長

ありがとうございました。

では、森下委員と由井委員がまだ御発言いただいてない方なので、森下委員よろしくお願いたします。

○森下委員

学校法人アジアの風、岡山外語学院の森下でございます。告示校、そしてこれから認定校を目指す立場として幾つか質問と意見を述べさせていただきたいと思っております。質問が二つと意見が三つとなりますので、手短にお話させていただきます。

まず、質問1点目です。資料1のフォローアップ取りまとめの概要の2ページ目で、

「外国人等である被用者等に対する日本語教育」に記載の、令和5年11月30日の「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」報告書においては、特定技能1号移行時の日本語能力の要件としてN4(A2※)相当の認定日本語教育機関の日本語講習が認められておりましたが、今年2月9日発表の政府案ではその部分が削除されております。削除された経緯を教えてくださいませんか。

○西原座長

お待ちください。それ、いかがでしょうか。

○福田地域日本語教育推進室長

入管庁、よろしくお願いします。

○出入国在留管理庁伊藤参事官

入管庁でございます。御指摘のとおり、11月の最終報告書と、それから本年2月に策定をされました政府方針の間で若干、記述が異なっております。これはこの箇所に限った話ではございませんが、様々有識者会議での御意見というのを踏まえつつも、改めて政府内で関係機関等々とも、あるいは関係者からも再度御意見などを頂戴しながら検討した結果、施行までに3年間あることもありますし、あるいは分かりやすい、なるべくシンプルな制度にすべきということもありますので、現時点の政府方針としてはあくまでも試験をもって合格とする形で、移行時については策定をさせていただいたところでございます。

ただ、念のため申し上げますと、就労開始時につきましてはA1相当に必ずしも合格しなくとも入国後に認定日本語教育機関において受講していただくことも可能という立付けにはしております。

取りあえず以上でございます。

※日本語能力試験のN5～N1のレベルと「日本語教育の参照枠」の各レベルとは対応付け実証作業中で、暫定表示（2025年第1回（7月）試験より発表予定）。

○西原座長

よろしいでしょうか。

○森下委員

はい、ありがとうございました。2点目です。1点目で質問させていただいた通り、認定日本語教育機関での相当講習が削除されており、特定技能の制度の中では日本語教育機関の活用の記載が現状ございません。一方、日本語教育推進会議においても認定日本語教育機関の運用開始に合わせて、「1号特定技能外国人支援に関する運用要領」に認定日本語教育機関等の活用について記載することを、検討するとされております。今後の特定技能制度の中での認定日本語教育機関の活用の検討の方向性について教えていただけますでしょうか。

○西原座長

引き続きお答えいただけますでしょうか。

○出入国在留管理庁伊藤参事官

入管庁でございます。先ほどの御指摘もございましたが、我々といたしましてはこの新制度、育成就労あるいは見直し後の特定技能の制度におきまして、認定の教育機関を活用していただくのは制度の根本であると認識をしておりますので、先ほど申し上げたようになるべく分かりやすい制度にしたいということではありますが、一方で日本語教育の趣旨も十分に踏まえながら、今後、運用段階においてどういった活用ができるかということに関係機関とも調整、協議しながら丁寧に検討してまいりたいと考えております。

○西原座長

それは3年後に決定されるということでございますよね。

○出入国在留管理庁伊藤参事官

さようでございます。まだ法案の段階では、そこまでのことまで詳細は記載できない部分も多数ございますので、3年以内に施行ということになってございますから、そこを目指して丁寧に検討していきたいと思っております。

○森下委員

承知しました。認定日本語教育機関を目指す学校もこれからどんどん出てきておりますので、活用の検討を是非お願いしたいと思っております。

あと3点、ここからは意見です。一点目が、資料2のフォローアップ取りまとめ案、別添1、「イ、外国人留学生等に対する日本語教育の11」についてでございます。さらに、「専修学校が日本語教育機関及び産業界との連携によって、留学生の日本語教育や卒業後の国内定着の支援等を行う、留学生受入れモデルの構築支援をする」という記載がございまして、それに対する政策の実施状況としては、「令和6年度予算案において、専修学校が外国人留学生の戦略的受入れの促進と就職先企業の連携を踏まえた円滑な就職、その後定着までを見据えたトータルパッケージモデルを構築し、その成果を展開するための予算を計上しているところ」と記載がございまして。

こちらに対しての意見です。予算事業の内容を拝見しましたが、想定される事業内容に海外の日本語教育機関との連携が打ち出されておりますが、国内の日本語教育機関との連携についての特段の記載がございませんでした。外国人留学生等に対する日本語教育における基本方針で唯一、日本語教育機関のことが書かれている箇所となります。日本語教育機関との連携の構築を促すような施策、周知をお願いしたいと思っております。

また、JASSOの「外国人留学生進路状況の調査結果」によりますと、母国の大学卒業等で日本語教育機関に直接入学して就職する方の割合が年々増加してきております。最新データでも、日本語教育機関の卒業生の10%弱の2,000人弱が国内の企業に就職しております。人数的にはコロナ禍で留学生が減少している時期のデータで、2,000人弱と申し上げましたが、コロナ前では4,000人弱が日本語教育機関から直接国内企業に就職しておりました。年々割合が増加している日本語教育機関から直接国内企業に就職するというルートも視野に入れた施策を、今後認定制度が進む中で、是非御検討いただきたいと思っております。

続けて2点目、資料2、フォローアップ取りまとめ案の別添1、「③新たな資格制度実現に向けた取組の推進94」についてです。日本語教師不足が課題である中で、ミスマッチの状況を改善していくという基本方針に対して、その施策状況として「令和5年度から大学等での高度かつ専門的な日本語教育の研究成果や地域内の日本語教育の連携、協力体制の仕組みを構築するため、日本語教員養成を行う大学、大学院等を拠点と

したネットワーク構築を進めている」と記載されておりますが、こちらに対する意見です。

令和4年度の文化庁の調査によりますと、大学等の修了者のうち、日本語教師になっている割合は4.5%程度と非常に低い状況でございます。日本語教師が大変不足しており、ここから更に需要拡大が見込まれる中、大学の日本語教育の主専攻、副専攻の卒業生がいかに関日本語教師を目指していただくかは非常に重要な課題だと考えておりまして、全国に広がるこの拠点整備事業に大変期待しております。一方、文化庁届出受理校としての日本語教育機関を中心とした420時間養成講座は、同報告では修了者の42.5%が日本語教師として活躍し、現在の日本語教育の現場を支えており、重要な人材育成の場所となっております。

この拠点整備事業において、2拠点の事業説明会に私伺いましたが、文化庁届出受理校の420時間養成講座は蚊帳の外という印象でございました。現在、現場の日本語教育人材を支えている文化庁届出受理校の420時間養成講座についても拠点整備事業のネットワーク構築の中心メンバーとして議論に加えていただき、それぞれの地域における日本語教育における人材育成の構築を図っていただきたいと考えております。

○西原座長

ありがとうございました。

○森下委員

最後3点目です。資料2、別添1の制度実現に向けた基盤整備、「①日本語教育に係る一元的な情報発信、日本語教育のDX化、136」についてです。「日本語教育機関認定法ポータル」というサイトが4月からオープンし、認定日本語教育機関のデータがこのサイトに集約されていくと聞いております。文科省で集約されたデータについては、留学生の在籍管理は引き続き入管庁がされると聞いておりますので、入管庁との情報共有、それから学校法人の場合は都道府県との情報共有をしていただけることを非常に期待しております。二重、三重の報告にならないような体制整備を是非お願いいたします。

以上でございます。

○西原座長

ありがとうございました。時間がきつくなつてまいりましたので、5分程度の延長をお許しいただきたいと思うのですが、まだ由井委員の御意見を伺っておりません。由井委員、よろしくお願ひいたします。

○由井委員

由井です。よろしくお願ひします。私は大学での日本語教育の観点から2点申し上げたいと思います。一つはもう、これまでも話が出てきました、留学生が日本の大学を修了した後に日本国内で就職する点です。今、中国や韓国など就職難が言われている国々、特に若い世代の就職難が言われている国々の先生方と話をする、就職を目指して日本留学をする、あるいは学部だけじゃなくて海外の日本語学科を終えて日本の大学院に入って、それで日本国内の企業に就職するという、そういうルートを考えている人が多いようです。

そういうので、大学としても日本語教育を学部の中では提供していますが、そういう大まかにビジネス日本語というくくりにしていますけれども、恐らく業種とか職種によって求められる日本語も違うのではないかと思ひながら、最大公約数的な敬語表現などを教えることが多いと思うんです。こういうときに、何か企業側が大学に期待するような教育というのがあれば、そういうのが情報共有されるといいなと思ひております。

それからもう1点、この就職関係で言いますと、地元の企業の声とかも聞きますと、留学生の就職に興味があるけども少し何か不安なりがあるという声も聞きます。そういうのは中小企業が多いと思うんですけども、こういう中小企業に留学生を受入れた場合のメリットとかデメリットがあれば、あるいは問題をこのように克服したとかいうような、そういう情報共有ができるようなシステムがあれば、更に受入れる企業が増えていくのかなと思ひております。これが日本で留学生が就職する観点のものであります。

それからもう1点ですけども、先ほどもこれ、話題に出ていましたけども、主に東南アジアあるいは南アジアから聞こえる声ですけども、高校あるいは大学での日本語教師の日本語レベルがなかなか上がらない問題です。これは日本に来る前の日本語教育のレベルとも関わりますので、現地の先生方あるいは大学の当局の方は日本語教師の日本語能力を上げたい、何かそういうプログラムないだろうかという問合せをいただくこと

があります。

そのように考えますと、日本に留学して1年でもそういうプログラムがいいと思うんですけれども、日本語能力を上げ、しかも専門的な職業に就いているわけですので、専門知識を易しい日本語で教えるような、そういうプログラムがプログラム化できないかなと考えております。易しい日本語で専門知識というのは、難しそうですけど一部、もう既に教材も開発されていますので、そういう方々は直接大学院に入るのは日本語能力の面で難しいとしても、その前段階としてそういう日本語能力プラス専門知識を高めるような、そういうプログラム化ができれば、そういうアジアの地域からの日本留学の人たちの日本語能力がもう少し上がってくる、そうしたら日本の大学での選択肢も広がってくるのではないかなと考えております。

私からは以上です。

○西原座長

ありがとうございました。各委員の方々から貴重な御意見を伺ってありがとうございました。これから今、伺った御意見を取りまとめて、省庁の連携会議にバトンを渡すということになるかと思っておりますけれども、今日の記録はきちんと整理していただいて、その材料とさせていただくことになるかと思っております。本当にありがとうございました。

時間もちょうど5分ほど必要かと思うのですけれども、何かここは言い忘れてどうしても付け加えたい御意見が、コメント等ありましたら伺いますが、よろしいでしょうか。今日、言い足りなかったところを担当に、4月になってしまうと文部科学省になるかと思っておりますけれども、メール等で今日、田尻先生がお送りくださいましたように書面で送りくださることは大歓迎されると思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これにて会議は終了させていただきたいと存じます。ただ、事務局にお渡しして、連絡があらうかと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○福田地域日本語教育推進室長

事務局です。失礼します。資料の3、こちらに今後の進め方ということで今、座長からもありましたけれども、今日頂いた御意見を関係省庁で共有をし、その御意見もまた参考にしつつ、最終的には日本語教育推進会議としてフォローアップを、これは年度が越えてしばらくしてからだと思っておりますけれども、その場で取りまとめることにさせてい

ただきたいというように考えております。

併せてこれも冒頭の挨拶にもあったとおり、今日この関係者会議の事務局は文化庁と外務省で行っておりますけれども、文化庁につきましては4月1日から文科省の中に日本語教育課というのが設置され、引き続きこの関係者会議の事務局を担うということでございます。

今後のその後の進め方につきましては、また改めて御連絡をさせていただきたいというように思います。どうぞ引き続きよろしく願いいたします。

以上でございます。

○西原座長

先ほど、もし追加の御意見がおありでしたら今、文化庁国語課にと申しましたけれども、文科省になっても、先ほど伺いましたところ、メールアドレスは変わらないということですので、4月1日を過ぎましてもm e x tになっていたのも、変わらないはずですので、御連絡はそちらによろしく願いいたします。

それでは、これをもちまして今日の会議を終了とさせていただきます。御協力ありがとうございました。

— 了 —